

浄化槽を正しくお使いいただくために

浄化槽は微生物の働きによって生活排水をきれいな水にする装置です。特に、合併処理浄化槽はトイレの水洗化による快適な生活を実現するだけでなく、台所や風呂等からの生活雑排水も処理して河川に放流するため、きれいな河川の水量をそのまま保つことができる環境にやさしい装置です。ただし、浄化槽はその使い方を誤ったり、維持管理が適切に行われないと放流水の水質が悪化したり、悪臭が発生することもあります。

浄化槽の取り扱いのルールを定めた「浄化槽法」は、『公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与すること』を目的に制定されています。

ルールを守って、浄化槽が機能を十分に発揮できるよう正しい使い方と管理をお願いします。



問い合わせ先
泉佐野市生活産業部環境衛生課 衛生係
TEL 072-463-1212(代表)

浄化槽の管理

浄化槽の管理者(所有者等)には次のことが浄化槽法で義務付けられています。

◎保守点検を行うこと(浄化槽法第10条)

浄化槽のいろいろな装置が正しく動いているかを点検し、装置や機械の調整・修理・汚泥の状況の確認、汚泥の引き抜きや清掃時期の判定、消毒剤の補給を行ってください。

大阪府に登録された浄化槽保守点検業者に委託してください。

大阪府浄化槽保守点検登録業者は市ホームページからも調べられます。
泉佐野市ホームページ→各課のご案内→生活産業部 環境衛生課→環境衛生課のリンク 汲み取り・浄化槽について→汲み取り・浄化槽→1. 保守点検を行うこと
(法第10条) 欄内 大阪府浄化槽保守点検登録業者名簿 (大阪府HPへリンク)



「大阪府HP(浄化槽保守点検登録業者名簿について)」

◎清掃を行うこと(浄化槽法第10条)

浄化槽に汚泥が溜まってくると、機能が低下し、処理が不十分になったり、悪臭の原因になります。

そこで汚泥を槽外へ引き抜き、付属装置や機械類を洗浄し、掃除したりすることが必要です。年1回以上(全ばっ気方式は年2回以上)の実施が義務付けられています。

当市では、お住まいの地域によって清掃業者を指定していますので、お住まいの地区を担当する業者に依頼してください。転居等により担当業者が不明の場合は、市ホームページをご確認いただくか、環境衛生課に問い合わせてください。

浄化槽清掃業者連絡先 (敬称略・五十音順・市外局番072)
(株) 奥野興業 465-0729 (株) 瓦谷衛生社 464-2364 (株) 興和 464-5926
(有) 高長 463-3915 (株) ナガタキヤ 464-6567 (株) 森本興業 465-2960



◎定期検査を受けること(浄化槽法第7条、同法第11条)

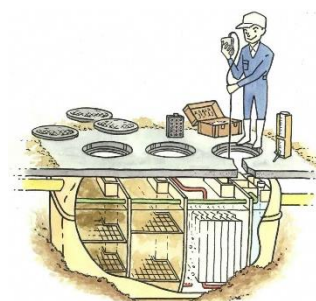
浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかどうかを調べる検査です。

毎年1回の実施が義務付けられています。
大阪府知事の指定機関に申し込みしてください。

大阪府知事指定機関
一般社団法人 大阪府環境水質指導協会 TEL072-257-3531
ホームページアドレス <https://kansuikyo.jp/>



「一般社団法人大阪府環境水質指導協会HP
(浄化槽法定検査)」



◎記録を保存すること

保守点検及び清掃の記録は、3年間保管する義務があります。

◎浄化槽を廃止するときは

浄化槽廃止届の提出が必要です。届出書は市ホームページからもダウンロードできます。

浄化槽を撤去するときには、内部に残存している汚泥等の処理が必要ですが、これは市の許可を受けている業者にしかできません。不適切な処理を行うと廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条に違反する行為(不法行為)となり、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金(法人の場合は3億円以下の罰金)に処せられます。必ずお住まいの地区を担当している市の許可業者に依頼して下さい。